

諮問日：平成30年10月30日（平成30年度（情）諮問第21号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（情）答申第4号）

件名：東京高等裁判所が特定の裁判官のブログに関して作成し，又は取得した文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が，その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が平成30年9月27日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の存否を答えることが行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報を開示することとなるのか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書の保有の有無を明らかにすると，特定の裁判官が特定のブログを管理しているという個人に関する情報が公になり，この情報は，法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。
- 2 本件開示申出文書は，裁判官の私的領域における言動についての文書であるところ，そのような文書の作成・取得等の目的や方法は様々であり得るものであって，必ずしも人事管理のためだけに保有するものとはいえないものの，私

的領域における言動については、その内容次第では裁判所の信用の失墜につながり得ることから、人事上の措置等に関係する文書となり得る性質を有するものである。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理、保存される文書の存否や内容を推認ないし憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、取得、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月22日 審議
- ④ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の裁判官が特定のブログを管理しているという個人に関する情報が公になると認められる。

また、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、人事上の措置等の必要性から作成、取得、管理又は保存がされる文書の存否や内容を推認させ、又は憶測させることになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者等に対し、文書の作成、取得、管理又は保存について好ましくない影響が生ずること等によって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明する。本件開示申出文書が裁判官の私的領域における言動についての文書であることを踏まえれば、私的領域における言動については、本来はその個人の領域に属するものではあるが、その内容次第では裁判所の信用の失

墜につながり得ることから、人事上の措置等に関係する文書となり得る性質を有するものである。よって、そのような性質を有する本件開示申出文書の存否を明らかにすると公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書の存否を明らかにすることにより、法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

東京高等裁判所において、特定の裁判官が管理している特定のブログに関して作成し、又は取得した文書